

令和7年度丹波市国民保護協議会会議録

1 日時

令和8年1月22日（木）午後3時00分～午後3時30分

2 場所

本庁舎第1会議室（一部オンライン参加）

3 出席者

会長	林 時彦	委員	池田 みのり	委員	河野 健児
委員	藤尾 和子	委員	鴨川 義宣	委員	横田 伸太郎
委員	片山 則昭	委員	遠藤 良樹	委員	青木 則明
委員	金川 方子	委員	田村 暢啓	委員	中川 泰一
委員	秋山 登久男	委員	芦田 八郎	委員	細見 正敏

4 代理出席

丹波警察署	三戸 恵一朗	(社) 丹波市医師会	細見 成一
NTT西日本(株)兵庫支店	村越 博史	丹波市建設業協会	垣本 太

5 欠席委員

兵庫県トラック協会丹有支部	北野 政弘	西日本旅客鉄道(株)	佐圓 平樹
---------------	-------	------------	-------

6 事務局（生活環境部市民安全課）

課長	山内 佐由美	防災係長	柴原 洋平
主幹	藤田 和保	主査	秋山 晴香
主査	竹安 弘喜		

7 傍聴者

1人

8 審査事項

別紙委員会資料のとおり

令和7年度 丹波市国民保護協議会 会議録

日時：令和8年1月22日（木）
午後3時00分～午後3時30分
場所：丹波市役所 第1会議室
一部オンライン開催

開会 午後3時00分

1 開 会

事務局

定刻となりましたので、令和7年度丹波市国民保護協議会を開催いたします。
それでは、会長挨拶を、丹波市長より申し上げます。

2 会長あいさつ

会長

先ほどの防災会議の続きとなりますが、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

3 報告事項

議長

それでは早速ですが、次第3「報告事項」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告事項につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。
まず、資料の6ページをご覧ください。北朝鮮による核・弾道ミサイル開発についてご説明します。現在、北朝鮮は自国の体制維持を目的として、ミサイルの能力を急速に向上させています。本市の国民保護を考える上では、北朝鮮がすでに日本を射程圏内に収めるミサイルに核兵器を搭載し、攻撃能力を保有しているという点が非常に重要となります。
続いて10ページをご覧ください。金正恩政権になってから、ミサイルの発射回数が200発を超えており、異常な頻度で実戦的な訓練が繰り広げられています。その脅威は大きく3つのポイントに集約されます。

第一に「攻撃の多様化」です。日本を射程に収めるミサイルだけでなく、アメリカ全土をカ

バーする火星 19 といった巨大ミサイルから、より実戦的な短距離ミサイルまで幅広く開発しています。

第二に「迎撃や探知を困難にする技術の向上」です。低い高度を変則的な軌道で飛ぶ技術や、発射準備が容易な固体燃料式への切り替えが進んでいます。また、発射台付きの車両だけではなく、鉄道や潜水艦など、どこからでも打てる秘匿性を追求しており、発射の兆候を事前に察知することが以前よりも格段に難しくなっています。

第三に「核兵器そのものの小型化・高度化」です。過去 6 回の核実験により、すでに我が国を攻撃するのに必要な核兵器の小型化を実現していると考えられます。

こうした厳しい情勢を踏まえ、本市として国民保護の取り組みを行っております。資料の 3 ページにお戻りください。本市では「いつ起こるかわからない事案」に対し、情報伝達に万全を期しています。上段に記載の通り、J アラート（全国瞬時警報システム）を活用した情報伝達訓練を実施しています。令和 7 年度は 5 月、8 月、11 月に実施し、今年 2 月にも実施予定です。また、中段の「緊急情報ネットワークシステム（エムネット）」につきましても、月 1 回の試験通信を行い、常に受信できる体制をとっています。さらに下段となりますが、11 月 14 日には最新型 J アラート受信機の更新作業を完了いたしました。これは令和 8 年度に予定されている気象庁のシステム更新に対応するもので、地域単位でより細分化された情報を迅速に発信できる体制を整えるためのものです。ハード・ソフト両面から維持・更新を進めております。

まとめますと、北朝鮮のミサイル技術はより隠れやすく、防ぎにくいものへと進化しています。本市としては、1 秒でも早く正確に市民に情報を届ける体制を作り上げていく方針です。本協議会におきましては、こうした現状を前提に、市民の皆様の避難行動や情報伝達の実効性をより高めるためのご意見をいただければと思っております。説明は以上です。

議長

最近は便利になったとはいえ、ウクライナ情勢など世界中が混沌としております。北朝鮮の件につきましては、以前より本会議で扱っておりますが、事務局からの説明にもありました通り、かなり技術が高度化している現状です。ただいまの説明に対し、ご質問等はございませんでしょうか。

委員

弾道ミサイルの件についてですが、昨年も同じようなお話をさせていただきました。市民の皆さまのところに実際にミサイルが飛んでくるようなことはなかなかないとは思いますが、もし J アラート等からの飛翔情報があった上で、不審な物を発見した際には、決して手を触れることなく、近傍の警察・消防、あるいは自衛隊へ一報いただけるよう、市は何らかの折に周知していただければありがたいと思います。ミサイルの燃料は非常に毒性が強いものを使用しておりますので、そういう付着物が飛散している可能性もあります。市民の皆様へ

の情報提供の場がありましたら、その旨周知をお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。ただいまの件につきましては承りました。機会があれば周知できるよう努めます。

議長

他に質問はございますか。

(質問なし)

4 その他

議長

続いて、次第4「その他の事項」に入ります。委員の皆さまよりその他のご意見はございませんでしょうか。

委員

国民保護に関連しまして、ご説明申し上げます。一口に「国民保護」と言いましても、自衛隊という独特の組織の視点から見た場合や、実際に市民の方がどう行動するかという説明は、未経験の事態でもあるため難しい面があります。そこで、今回はロシアのウクライナ侵攻に見る「文民被害等の様相と救援」からご説明申し上げます。現在進行形で行われている救援活動こそが、まさに我々が考えるべき国民保護に当たるかと思います。

はじめに、「住民避難等に関する侵攻までの経緯」についてご説明します。実際に2022年2月24日にロシア軍が侵攻を開始するまで、どのような動きがあったかをまとめます。

2021年12月、侵攻の約3ヶ月前の段階で、首都キーウ市では地下鉄をシェルターにするなどの周知徹底を開始しています。次に2022年1月27日、侵攻の約1ヶ月前に、アメリカの在ウクライナ大使館が家族の退去を勧告しています。そして侵攻の約2週間前には、キーウから西へ離れたリヴィウという都市へ、市民が疎開のために物件を探し始めたり、資源不足や道路渋滞が発生したりしています。その後、2月24日にロシア軍による全面侵攻が開始されました。ここから言えることは、これから国家間の紛争は、数週間から数ヶ月単位で兆候が現れ、その後実際に紛争が起きるということです。大規模な紛争になればなるほど、兆候期間は長くなり、その限られた時間の中で行政として対応を迫られることになります。また、都市圏から外縁の地域へ疎開することで、都会以外の地方自治体にも非常に大

きな影響が出ます。例えば、神戸が攻撃を受けた場合、西脇や丹波といった兵庫県内の外縁部の自治体にも、神戸から大量の人が避難してくる、あるいは物件を求めるということが想定されます。

続いて、紛争開始後の避難状況です。戦況の優勢・劣勢に関わらず、国内における大規模な避難は有事の期間中ずっと起こり得るということが言えます。ここで一つ問題なのが、避難しようとしても、自らの意思で残留を望まれる方が残ってしまうため、完全な避難は難しいという点です。結局、自治体の職員も、住民が残留している限り、最低限の人数を残して活動しなければなりません。そのため、職員も戦火に晒されるリスクが出てきてしまいます。

こうした残留民・国内避難民問題については、大きく3点ございます。1点目は、ウクライナ侵攻では翌日にはクレジットカード決済ができなくなったり、物流が止まって店舗から商品がなくなったりと、市民生活への影響が甚大でした。インフラ施設への被害も拡大し、戦闘地域以外でも民事的なニーズが高まります。2点目は、高齢者や重篤な入院患者、怪我人などが、本人の意思に関わらず戦闘地域に残留している実態です。これにはインフラ施設のオペレーター、医療従事者、報道関係者、行政機関の関係者も含まれます。3点目は、残留民の中にはボランティア等もおり、物資の入手などの目的で地域内を活発に活動しているという現状です。このように、国内避難民あるいは残留民には、「滞留する避難民・残留民」と「移動する避難民・残留民」という2種類の層があり、行政側としては非常に掌握が難しく、彼らの行動をサポートするのは困難になります。

以上のことから得られる「我が国への国民保護に対する示唆」については、大きく5項目ございます。1点目は「早期の事態認定」です。行政が対応するにはリードタイムが必要ですが、使える権限は事態認定に応じて変わっていきます。早めに事態認定をしていただいた方が、市民に対するケアもその分早く、長く確保できることになります。2点目は「燃料の確保・統制」です。災害時も同様ですが、被災地での燃料不足は当然発生します。国民保護措置の検討段階から、燃料の確保や統制の方法を考えておく必要があります。3点目は「道路・避難経路の管理・統制」です。陸路避難にあたっては、避難経路の管理統制が非常に重要となります。4点目は「救援の充実および残留民の生活支援」です。先ほど申し上げた通り、比較的安全な地域であっても、救援内容の水準を保つ必要があります。また、物資支援を中心とした生活支援が重要になります。最後5点目は「救援に向けた域内資源の最大化と地域連携の強化」です。避難先での生活維持だけでなく、避難促進のためにも救援は重要です。「行った先で物がない、水が飲めない」となれば、皆さんは避難を躊躇してしまいます。受け入れる側の市としても「このぐらいはキャパシティがあります」と明示しておくことが、避難されてくる方の安心につながると考えます。

総括いたしますと、国民保護活動が正規化するような状況になると、当然のことながら市民生活への影響は多大です。物資の制限や資源の統制がそれに当たります。今は日々のニュースで、ウクライナの惨状が伝えられていますが、たとえ遠く離れた地域で有事災害が起きた場合でも、一定の備えは必要であると考えられます。有事・災害の区別なく、残留住民への対応は、今の災害対応の延長線上で常に考えておく必要があると言えます。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。何かご質問等はございますでしょうか。

(質問なし)

ご意見等がないようですので、閉会の挨拶を市民安全課よりお願ひいたします。

事務局

本日は長時間にわたりまして、国民保護協議会の審議にご参加いただきありがとうございました。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時30分